様式第２号（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収受番号 | 番 |
|  | 収受年月日 | 年　　月　　日 |

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏 名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

１　開示請求に係る保有個人情報の内容および開示の実施方法等

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の内容  開示請求をしようとする保有 個人情報が特定できるように 具体的に記載してください。 |  |
| 開示の実施方法等 | □窓口における開示  □閲覧または視聴　　　　　　□写しの交付  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　開示を希望する日時　　　　年　　月　　日　　　　時  □写しの送付による開示 |

２　開示請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求者の本人確認書類 | □運転免許証　　　　　　　□個人番号カード  □健康保険の被保険者証　　□その他（　　　　　　　　　　　）  ※　郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。 |

３　代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の別および代理人の資格を証明する書類 | □法定代理人による請求  　□未成年者（　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人資格証明書類  □戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　）  ※　開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| □任意代理人による請求  　□委任状（原本）  　 添付資料（□委任者の印鑑登録証明書　□その他（　　　　　））  ※　委任状（原本）および印鑑登録証明書は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| 代理人が開示請求をしようとする場合における本人の氏名等 | (1)　本人の氏名  (2)　本人の住所（居所）  (3)　本人の電話番号 |

|  |
| --- |
| （県使用欄） |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。

３　郵送により開示請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

４　開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。

５　任意代理人が開示請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第10号（第15条関係）

第三者開示決定等意見書

　　年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏 名

電話番号

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個 人情報の内容 |  |
| 開示に関しての御意見 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。  □保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1)　支障（不利益）がある部分  (2)　支障（不利益）の具体的理由 |
| 連絡先 |  |

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

様式第11号（第15条関係）

反対意見に係る保有個人情報の開示決定通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

あなた（貴社）から　　　年　　月　　日付けで提出のありました意見書に係る保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第３項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容 |  |
| 開示決定をした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　　月　　日 |
| 開示を実施する日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号（第17条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　 　　住所（居所）　〒

氏　　名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第３項の規定により、次のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 求める開示の実施の方法等 | □窓口における開示  　　□閲覧または視聴　　　　　□写しの交付  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　 実施を希望する日時　　　　年　　月　　日　　　時  □写しの送付による開示 |
| 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合の当該部分の内容 |  |
| 保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの実施の方法 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合または保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、所定の欄に必要事項を記入してください。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

様式第13号（第18条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収受番号 | 番 |
|  | 収受年月日 | 年　　月　　日 |

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏　　名

電話番号

　滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第１項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の訂正を請求します。

１　訂正請求に係る保有個人情報について

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示請求書の収受番号　　　　　　　　　　　 番  開示決定通知書の日付　　　　　　　年　　月　　日  開示を受けた保有個人情報の内容 |
| 訂正の趣旨および理由  訂正を求める箇所、内容および理由を具体的に記載してください。 |  |

２　訂正請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求者の本人確認書類 | □運転免許証　　　　　　□個人番号カード  □健康保険の被保険者証　□その他（　　　　　　　　　　　　）  ※　郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。 |

３　代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の別および代理人の資格を証明する書類 | □法定代理人による請求  　□未成年者（　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人  請求資格確認書類  　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　　）  ※　訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| □任意代理人による請求  　 □委任状（原本）  添付書類（□委任者の印鑑登録証明書　□その他（　 　））  ※　委任状（原本）および印鑑登録証明書は、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| 代理人が訂正請求をしようとする場合における本人の氏名等 | (1)　本人の氏名  (2)　本人の住所（居所）  (3)　本人の電話番号 |

|  |
| --- |
| （県使用欄） |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。

３　郵送により訂正請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

４　訂正請求をした代理人が当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を通知してください。

５　任意代理人が訂正請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第14号（第20条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第１項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第15号（第20条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第１項の規定に基づき、次のとおり一部を訂正することに決定しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正する内容および理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| 訂正年月日 | 年　　月　　日 |
| 不訂正の内容および理由 | （不訂正内容）  （不訂正理由） |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号（第20条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第２項の規定に基づき、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 訂正をしない理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第21条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第２項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 延長後の期間 | 年　　　月　　　日から  年　　　月　　　日まで |
| 延長の理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第18号（第22条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第１項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報訂正請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 条例第36条第１項の規定を適用する理由 |  |
| 訂正決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第19号（第23条関係）

保有個人情報の訂正通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（保有個人情報の提供先）様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県議会議長　　　　　印

（保有個人情報の提供先）に提供している保有個人情報については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定のための情報 |  |
| 訂正をした内容および理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第20号（第24条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収受番号 | 番 |
|  | 収受年月日 | 年　　月　　日 |

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

（宛先）

滋賀県議会議長

　　　　住所（居所）　〒

氏　　名

電話番号

　滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第１項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の利用停止を請求します。

１　利用停止を求める保有個人情報について

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示請求書の収受番号　　　　　　　　　　　　　　　　　番  開示決定通知書の日付　　　　　　　　　　　年　　月　　日  開示を受けた保有個人情報の内容 |
| 利用停止の趣旨および理由 | （趣旨）  □条例第38条第１項第１号該当  　→　□利用の停止　　　□消去  □条例第38条第１項第２号該当  　→　提供の停止  （理由） |

２　利用停止請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求者の本人確認書類 | □運転免許証　 □個人番号カード  □健康保険の被保険者証　 □その他（　　　　　　　　 ）  　※　郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。 |

３　代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の別および代理人の資格を証明する書類 | □法定代理人による請求  　□未成年者（　　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人  資格証明書類  □戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　）  ※　利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | □任意代理人による請求  　□委任状（原本）  添付資料（□委任者の印鑑登録証明書　　□その他（　　　　））  ※　委任状（原本）および印鑑登録証明書は、利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。 |
| 代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等 | (1)　本人の氏名  (2)　本人の住所（居所）  (3)　本人の電話番号 |

|  |
| --- |
| （県使用欄） |

注１　□のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

２　本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。

３　郵送により利用停止請求をする場合は、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

４　利用停止請求をした代理人が当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。

５　任意代理人が利用停止請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第21号（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第１項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止決定をする内容および理由 |  |
| 利用停止（予定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号（第26条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第１項の規定により、次のとおり一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止をする内容および理由 |  |
| 利用停止（予定）年月日 | 年　　月　　日 |
| 利用停止をしない内容および理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号（第26条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第２項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 利用停止をしない理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号（第27条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県議会議長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第２項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 延長後の期間 | 年　　月　　日から  　年　　月　　日まで |
| 延長の理由 |  |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第25号（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第１項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 保有個人情報利用停止請求書の収受年月日および収受番号 | 年　　月　　日  収受番号　　　　　　　　番 |
| 条例第43条第１項の規定を適用する理由 |  |
| 利用停止決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |

様式第26号（第29条関係）

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

滋賀県議会議長　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けの保有個人情報の開示決定等に対する審査請求については、次のとおり滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る保有個人情報の内容 |  |
| 審査請求の内容 |  |
| 審査請求年月日 | 年　　月　　日 |
| 諮問をした年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当課等 | 電話番号 |
| 備考 |  |